特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民年金に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊島区は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な処置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊島区長

公表日

令和5年7月20日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

Ι	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(另	川添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
	则添2) 変更簡所

I 基本情報

①事務の名称 ■民年金法等(昭和34年法律第141号)及び関連法令に基づき、以下の事務を行う。 ・局書の受理及び報告(第1号被保険者に係る届書に限る) ・任意院退申請の受理 ・任意院退申請の受理 ・任意院及申請の受理及び事実の審査 ・最定請求の受理及び事実の審査 ・最定請求の受理 ・保険料免除・納付猶予に係る届出・申請の受理及び事実の審査 ・接保験者又は受験権者に係る届出・申請の受理及び事実の審査 ・接保験者又は受験権者に係る届出(福祉年金を含む)の受理及び事実の審査 ・特別障害者に対する特別障害的企業を対象の需要 ・特別障害者に対する特別障害的企業を対象の表別 「10万人以上30万人未満 2)1,000人以上1万人未満 2)1,000人以上1万人未満 2)1,000人以上1万人未満 (1)万人以上30万人未満 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 (1)万人以上30万人未満 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 (1)万人以上30万人未満 1)1,000人未満 4)10万人以上30万人未満 (1)システムの名称 ■民年金ンステム ・帰出情報の必録・修正機能 ・報保験者からの配出により実権政策/應失処理や付加加入/設退処理を行う。 ・また、急級内容に変更があった場合に修正を行う。 ・被保験者の住意記録契助情報の反映 ・住民犯情報において、表し、私間、転出、死亡等の異動が発生した場合に年金事務に必要な情報の収込みを行う。 ・被保険者の住意記録契助情報の反映 ・住民犯情報と対金を主に、日本年金機構への進達帳票を情報の取り込みを行う。 ・経保険者の情報の反映会機能 ・登録されている機能のなり性特徴のよりを主に対している。 ・日本年金機構への進達帳票の作成 ・選定にて登録なれた各種国者情報及び住民犯疑異動情報をもとに、日本年金機構への進達帳票を作成する。 ・日本年金機構との強達を関係の情報に必要的により、報定請求量的が特別、納付猶予)申請に係る申請書作成機能 ・保険料免除、納付特例、納付猶予)申請に係る申請書作成機能 ・保険料免除、納付特別、納付猶予)申請に係る申請書作成機能 ・保険料免除、納付持の企業政及び付情報の金融及び所得情報を由下上申請書を作成する。 ・所得情報提供版限に係る機能 日本年金機構とり依頼される継続免験を割ります。よよび未納者対策対策者、年金生活者支援給付金的表者に対する所得情報を提供な関係を指して対象者の所得情報を提供がする。 ・表定請求者からの届出により、裁定請求情報の受付処理を行う。 「1」情報提供ネットワークシステム 「2)日内連携システム 「3・他のシステムとの機能 「4 保護と表本台帳ンステム」「2 日内連携システム 「3 住民基本台帳ンステム	1 基本情報	た取り扱う事務		
国民年金法等(昭和34年法律第141号)及び関連法令に基づき、以下の事務を行う。 - 帰書の受理及び報告(第1号被保険者に係る居書に限る) - 任意批退申請の受理 - 任意知人の申加の受理及び事実の書を - 報定請求の受理及び事実の書を - 報定請求の受理及び事業の書を - 報定請求の受理及び事業の書を - 報定制作物でによる届出・申請の受理及び事実の審査 - 報保教者又は受験情報に係る届出・申請の受理及び事実の審査 - 事性保険者又は受験情報に係る届出・申請の受理及び事実の審査 - 特別障害者に対する特別障害を付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)に基づく特別障害給付金の届出の受理及び報告 2	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務			
・届書の受理及び報告(第1号核保険者)に係る届書に限る) ・任意形以連申師の受理 ・任意形のの申問の受理及び事実の審査 ・裁定請求の受理及び事実の審査 ・禁定請求の受理及び事実の審査(第1号被保験者期間を有する者に限る) ・障害基礎生金額改定請求の受理 ・保険料気除・納付請力に保る周出・申請の受理及び事実の審査 ・学生納付特例に係る申請の受妻及び事実の審査 ・特別障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)に基づ(特別障害給付金の届出の受理及び事実の審査 ・特別障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)に基づ(特別障害給付金の届出の受理及び報告 2. 複理状態 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称 図民年金システム ・届出情報の登録・修正機能被保険者からの周出により資格取得/褒失処理や付加加入/脱退処理を行う。また。登録内容に変更があった場合に修正を行う。 ・技に記録構造において、転入、転回、転出、死亡等の異動が発生した場合に年金事務に必要な情報の取り込みを行う。 ・住民税情報の反映 住民記録構造において、転入、転回、転出、死亡等の異動が発生した場合に年金事務に必要な情報の取り込みを行う。 ・住民税情報の反映 住民税情報の反映 住民税情報の反映 住民税情報の反映 住民税情報の反映 ・住民税情報の反映 ・住民税情報のの違能に表の申請書作成機能 ・登録された各種届者情報及び住民記録課動情報を記せに、日本年金機構への進達帳票を 作成する。 ・保険料免除審正必要な受付所成 端末に登録された各種届者情報及び住民記録課動情報をもとに、日本年金機構への進達帳票を 作成する。 ・保険料免除審古必要な受付所成 端末に登録された各種届者情報及が住民記録課動情報をもとに、日本年金機構への進達帳票を 作成する。 ・保険料免除を可必達を開発で作成 ・選定計で登録された各種届者情報の取り込みを行う。 ・保険料免除を開発を目示した申請書を作成する。 ・保険料免除を開発し体報に係る機能 ・表示されたる機能 ・登録されたら機能 ・登録されたる機能を表示す效素、および未納者対策対象者、年金生活者支援給付金対象者に対する所得情報提供依頼情報に対して対象者の所得情報を提供する。 ・表定請求を付金対象者に対する所得情報提供依頼情報に対して対象者の所得情報を提供する。 ・表定請求を行からの届出により、裁定請求情報の受付処理を行う。 ②他のシステムとの接続 [] 情報提供ネットワークシステム [] 自保をステム [] 自保をステム	一手務の名称	国民年金に関する事務		
10万人以上30万人未満	②事務の内容	・届書の受理及び報告(第1号被保険者に係る届書に限る) ・任意脱退申請の受理 ・任意加入の申出の受理及び事実の審査 ・裁定請求の受理及び事実の審査(第1号被保険者期間を有する者に限る) ・障害基礎年金額改定請求の受理 ・保険料免除・納付猶予に係る届出・申請の受理及び事実の審査 ・学生納付特例に係る申請の受理及び事実の審査 ・被保険者又は受給権者に係る届出(福祉年金を含む)の受理及び事実の審査 ・特別障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)に基づく特別障		
 システムの名称 国民年金システム ・届出情報の登録・修正機能 被保険者からの届出により資格取得/喪失処理や付加加入/脱退処理を行う。 また、登録内容に変更があった場合に修正を行う。 ・被保険者の住民記録異動情報の反映 住民記録情報において、転入、転居、転出、死亡等の異動が発生した場合に年金事務に必要な情報 の取り込みを行う。 ・住民税情報の反映 住民税情報の原会機能 登録されている被保険者の資格得喪、住民記録、住民税等の各種情報を照会する。 ・日本年金機構への進達帳票の作成 端末にで登録された各種周書情報及び住民記録異動情報をもとに、日本年金機構への進達帳票を作成する。 ・保険料免除(納付特例、納付猶予)申請に係る申請書作成機能 保険料免除審査に必要な受付情報の登録及び所得情報を印字した申請書を作成する。 ・所得情報提供依頼に係る機能 日本年金機構より依頼される継続免除審査対象者、および未納者対策対象者、年金生活者支援給付金対象者に対する所得情報提供依頼情報に対して対象者の所得情報を提供する。 ・裁定請求受付処理 裁定請求者からの届出により、裁定請求情報の受付処理を行う。 ③他のシステムとの接続 「] 情報提供ネットワークシステム 「] 「] 住民基本台帳ネットワークシステム 「] 「] 住民基本台帳ネットワークシステム 「] 「] 日、設定請求情報の受付処理を行う。 	③対象人数	「 10元 L N L 20元 L + 洪] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満		
①システムの名称 □民年金システム ・届出情報の登録・修正機能 被保険者からの届出により資格取得/喪失処理や付加加入/脱退処理を行う。 また、登録内容に変更があった場合に修正を行う。 ・被保険者の住民記録異動情報の反映 住民記録情報において、転入、転居、転出、死亡等の異動が発生した場合に年金事務に必要な情報 の取り込みを行う。 ・住民税情報の反映 住民税情報の原会機能 登録されている被保険者の資格得要、住民記録、住民税等の各種情報を照会する。 ・日本年金機構への進達帳票の作成 端末にて登録されている被保険者の資格得要、住民記録異動情報をもとに、日本年金機構への進達帳票を作成する。 ・保険料免除審査に必要な受付情報の登録及び所得情報を印字した申請書を作成する。 ・所得情報提供依頼に係る機能 日本年金機構より依頼ごれる継続免除審査対象者、および未納者対策対象者、年金生活者支援給付金対象者 に対する所得情報提供依頼情報に対して対象者の所得情報を提供する。 ・裁定請求受付処理 裁定請求者からの届出により、裁定請求情報の受付処理を行う。 [] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [○] 所存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 社務システム	111 2 111 111	を取り扱う事務において使用するシステム		
・届出情報の登録・修正機能 被保険者からの届出により資格取得/喪失処理や付加加入/脱退処理を行う。 また、登録内容に変更があった場合に修正を行う。 ・被保険者の住民記録異動情報の反映 住民記録異動情報の反映 住民税情報の人を行う。 ・住民税情報の反映 住民税情報の反映 住民税情報の反映 住民税情報の反映 ・ 世民税情報の原理会機能 登録されている被保険者の資格得喪、住民記録、住民税等の各種情報を照会する。 ・ 日本年金機構への進達帳票の作成 ・ 端末にて登録された各種届書情報及び住民記録異動情報をもとに、日本年金機構への進達帳票を作成する。 ・ 保険料免除(納付特例、納付猶予)申請に係る申請書作成機能 保保料免除審査に必要な受付情報の登録及び所得情報を印字した申請書を作成する。 ・ 所得情報提供依頼に係る機能 日本年金機構より依頼される継続免除審査対象者、および未納者対策対象者、年金生活者支援給付金対象者 に対する所得情報提供依頼情報に対して対象者の所得情報を提供する。 ・ 裁定請求受付処理 裁定請求者からの届出により、裁定請求情報の受付処理を行う。 []情報提供本ットワークシステム [○] 庁内連携システム [○] 昨存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [〕 1 税務システム	システム1			
被保険者からの届出により資格取得/喪失処理や付加加入/脱退処理を行う。また、登録内容に変更があった場合に修正を行う。 ・被保険者の住民記録異動情報の反映住民記録情報において、転入、転居、転出、死亡等の異動が発生した場合に年金事務に必要な情報の取り込みを行う。 ・住民税情報とはり年金事務に必要な情報の取り込みを行う。 ・被保険者情報の照会機能登録されている被保険者の資格得喪、住民記録、住民税等の各種情報を照会する。 ・日本年金機構への進達帳票の作成端末にて登録された各種届書情報及び住民記録異動情報をもとに、日本年金機構への進達帳票を作成する。 ・保険料免除審査に必要な受付情報の登録及び所得情報を印字した申請書を作成する。 ・所得情報提供依頼に係る機能日本年金機構より依頼とに係る機能日本年金機構はり依頼と係る機能日本年金機構はり依頼に係る機能日本年金機構はり依頼に係る機能日本年金機構はり依頼に係る機能日本年金機構はり核東される継続免除審査対象者、および未納者対策対象者、年金生活者支援給付金対象者に対する所得情報提供依頼情報に対して対象者の所得情報を提供する。・表定請求者がらの届出により、裁定請求情報の受付処理を行う。 [] 情報提供ネットワークシステム [〇] 庁内連携システム	①システムの名称	国民年金システム		
③他のシステムとの接続 [〇] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] をの他 ())	②システムの機能	・届出情報の登録・修正機能 被保険者からの届出により資格取得/喪失処理や付加加入/脱退処理を行う。 また、登録内容に変更があった場合に修正を行う。 ・被保険者の住民記録異動情報の反映 住民記録情報において、転入、転居、転出、死亡等の異動が発生した場合に年金事務に必要な情報の取り込みを行う。 ・住民税情報の反映 住民税情報の反映 住民税情報の原会機能 登録されている被保険者の資格得喪、住民記録、住民税等の各種情報を照会する。 ・日本年金機構への進達帳票の作成 端末にて登録された各種届書情報及び住民記録異動情報をもとに、日本年金機構への進達帳票を作成する。 ・保険料免除(納付特例、納付猶予)申請に係る申請書作成機能 保険料免除審査に必要な受付情報の登録及び所得情報を印字した申請書を作成する。 ・所得情報提供依頼に係る機能 日本年金機構より依頼される継続免除審査対象者、および未納者対策対象者、年金生活者支援給付金対象者 に対する所得情報提供依頼情報に対して対象者の所得情報を提供する。 ・裁定請求受付処理		
システム2~5	③他のシステムとの接続	[] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [] 税務システム		
	システム2~5	·		

システム2				
①システムの名称	システム共通基盤(団体内統合宛名)			
②システムの機能	①宛名管理機能:住登者データ、住登外データを登録する。 ②統合宛名番号の付番機能:個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③団体内統合宛名管理機能:既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う。 ④符号要求機能:個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 ⑤情報提供機能:各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。 ⑥情報照会機能:中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。 ※ただし、情報照会・提供を行わないため④~⑥の機能は使用しない			
	[]情報提供ネットワークシステム [〇] 庁内連携システム			
	[]住民基本台帳ネットワークシステム [〇] 既存住民基本台帳システム			
③他のシステムとの接続	[] 宛名システム等 [〇] 税務システム			
	[]その他 ()			
システム3				
①システムの名称	可搬型窓口装置			
②システムの機能	・日本年金機構の保有する年金記録の検索・参照を行う。			
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム			
	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム			
③他のシステムとの接続	┃			
	【 ○] その他 (参照のみで、他システムには接続していない。))			
システム4				
システム6~10				
システム11~15				
システム16~20				
3. 特定個人情報ファイル	名			
国民年金情報ファイル				
4. 個人番号の利用 ※				
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(平成25年法律第27号)8条第1項 別表の第一項番31・83・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第24条の2、第59条			
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※				
①実施の有無	(選択肢>(選択肢>(実施しない(3) 未定			
②法令上の根拠	-			
6. 評価実施機関における	5担当部署			
①部署	区民部 高齢者医療年金課			

区民部 高齢者医療年金課長

	り評値		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

国民年金情報ファイル					
2. 基本	2. 基本情報				
①ファイル	ルの種類 ※	く選択肢> 「			
②対象となる本人の数		<選択肢>			
③対象と <u>※</u>	なる本人の範囲	豊島区に住民登録していて、以下のいずれかに該当する者 ・国民年金第1号被保険者及び任意加入者並びにその世帯主または配偶者 ・国民年金保険料免除等申請者及びその世帯主または配偶者 ・基礎年金受給者(老齢・障害)等及びその世帯主または配偶者、子			
	その必要性	国民年金の資格取得、喪失の手続、保険料免除の判定、裁定請求書の申請等の国民年金関係事務 を行う上で、被保険者の正確な世帯構成、所得状況等を把握する必要がある。			
④記録さ	れる項目	<選択肢>(選択肢>1)10項目未満2)10項目以上50項目未満3)50項目以上100項目未満4)100項目以上			
	主な記録項目 ※	 ・識別情報 [〇]個人番号 []個人番号対応符号 [〇]その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [〇]連絡先(電話番号等) [〇]その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○]地方税関係情報 []健康・医療関係情報 [○]地方税関係情報 []健康・医療関係情報 [○]生活保護・社会福祉関係情報 []介護・高齢者福祉関係情報 [○]生活保護・社会福祉関係情報 []介護・高齢者福祉関係情報 [○]生活保護・対会福祉関係情報 []介護・高齢者福祉関係情報 [○]生活保護・対会福祉関係情報 []介護・高齢者福祉関係情報 [○]年金関係情報 []学校・教育関係情報 []できる関係情報 []できる関係情報 []である関係情報 []がある関係情報 [] である関係情報 [] である関係情報<!--</th-->			
	その妥当性	・個人番号、その他識別情報(宛名番号): 本人確認を正確に行うために必要・4情報、連絡先(電話番号等)、その他住民票関係等 :被保険者からの届出の際の住所などの確認や本人への連絡、及び、転出、死亡などの情報による資格喪失処理を行うために必要・地方税関係情報 :日本年金機構が行う保険料免除の判定、各種給付の裁定判定・生活保護関係情報:生活保護情報に基づき、国民年金保険料法定免除の受付をするために必要・年金関係情報:必要な届出を正確に判断するために必要			
	全ての記録項目	別添1を参照。			
5保有開始日		平成29年4月1日			
⑥事務担当部署		区民部高齢者医療年金課・東部区民事務所・西部区民事務所			
		<u> </u>			

3. 特定個人情報の入手・使用				
		[〇] 本人又は本人の代理人		
		[〇]評価実施機関内の他部署 (総合窓口課)		
11 = V		[O]行政機関·独立行政法人等 (日本年金機構)		
①入手元 ※		[]地方公共団体·地方独立行政法人 ()		
		[]民間事業者 ()		
		[]その他()		
		[O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ		
@1 #+:+		[]電子メール []専用線 [〇] 庁内連携システム		
②入手方法		[]情報提供ネットワークシステム		
		[]その他()		
③使用目的 >	«	国民年金法及び関連法令に基づき、国民年金の適用、免除、給付業務などの事務を実施するため		
	使用部署	高齡者医療年金課 東部区民事務所 西部区民事務所 総合窓口課		
④使用の主体	使用者数	<選択肢>		
⑤使用方法		◆入手した情報は、国民年金システムへ登録する。 ◆国民年金システムに登録された情報は主に次の処理で使用する。 ・被保険者等資格の管理 ・保険料免除の管理 ・給付の管理 ・日本年金機構への進達管理 ・審査に必要な情報を日本年金機構に報告		
・免除・納付猶予・学生納付特例・産前産後期間免除申請及報と住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報保護情報の確認を行う。 ・免除勧奨及び継続審査に関して、年金関係情報と住民票本年金機構に提供する世帯情報及び住民税情報データを・国民年金第1号被保険者期間のみを有する者の老齢基礎礎年金及び障害基礎年金の支給に関して、年金関係情報の合し、届出事項の確認及び日本年金機構に提供する世帯情報を		・免除勧奨及び継続審査に関して、年金関係情報と住民票関係情報、地方税関係情報を突合して日本年金機構に提供する世帯情報及び住民税情報データを作成する。 ・国民年金第1号被保険者期間のみを有する者の老齢基礎年金、未支給年金、死亡一時金、遺族基礎年金及び障害基礎年金の支給に関して、年金関係情報と住民票関係情報、地方税関係情報を突合し、届出事項の確認及び日本年金機構に提供する世帯情報及び住民税情報データを作成する。		
⑥使用開始日		平成29年4月1日		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件		
委託	事項1	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修業務		
①委	託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修業務		
②委割	託先における取扱者数	<選択肢>		
③委	託先名	富士通株式会社		
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない		
再委託	⑤再委託の許諾方法	受託者から、あらかじめ再委託するものの名称、再委託の内容、再委託先において個人情報を取り扱 う責任者及び担当者の氏名等の通知を受け、再委託先に関する審査を行い、承認することにより再 委託を承認している。		
	⑥再委託事項	システムの運用・保守業務の一部、法制度改正に伴う改修業務の一部		
委託	事項2~5			
委託事項2		高齢者医療年金課入力等業務請負		
①委託内容		高齡者医療年金課入力等業務請負		
②委託先における取扱者数		<選択肢>		
③委託先名		日本コンベンションサービス株式会社		
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない		
委託	⑤再委託の許諾方法			
	⑥再委託事項			
委託	事項6~10			
委託	事項11~15			
委託	委託事項16~20			

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[O]提供を行っている (1)件 []移転を行っている ()件		
	[] 行っていない		
提供先1	厚生労働大臣(日本年金機構)		
①法令上の根拠	・国民年金法第3条 ・国民年金法施行令第1条の2 ・番号法第19条第8号および別表第二の48、50の項		
②提供先における用途	・国民年金被保険者の異動情報の確認 ・老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金等の裁定請求の審査、決定のための所得情報の確認 ・保険料免除の審査、決定のための所得情報の確認		
③提供する情報	・国民年金被保険者の異動情報 ・老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金等の裁定請求の審査、決定のための所得情報 ・保険料免除の審査、決定のための所得情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民年金第1号被保険者および任意加入者並びにその世帯主・配偶者 ・国民年金保険料免除等申請者及びその世帯主・配偶者 ・基礎年金受給権者(老齢・障害)等及びその配偶者・子		
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線		
 ⑥提供方法	[] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
砂旋铁刀法	[] フラッシュメモリ [〇] 紙		
	[]その他 ()		
⑦時期·頻度	週次及び照会を受けたら都度		
提供先2~5			
提供先6~10			
提供先11~15			
提供先16~20			

移転先1	総合窓口課		
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第11号		
②移転先における用途	住民票への記載(記録)		
③移転する情報	国民年金資格情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	豊島区の住民基本台帳に記録さてれいる国民年金第1号被保険者		
	[〇]庁内連携システム []専用線		
 ⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
1 0 19 14 万 石	[] フラッシュメモリ []紙		
	[]その他 ()		
⑦時期·頻度	随 時		
移転先2~5			
移転先6~10			
移転先11~15			
移転先16~20			
6. 特定個人情報の保管・消去			
保管場所 ※	・特定個人情報を保管するサーバ設置場所は、生態認証装置による入退出管理を行っている。 ・特定個人情報を記した書類等は、施錠可能なキャビネットに保管している。		
7. 備考			

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目

(1) 国民年金ファイル

<宛名>

宛名番号 個人番号 世帯番号

氏名情報 生年月日 性別 続柄

住民区分 世帯主情報 住民となった事由

現住所情報 前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報

筆頭者情報 消除情報 国籍 通称 処理停止情報 在留資格情報

<年金基本>

宛名番号 基礎年金番号 電話番号 旧年金番号

く資格情報>

基礎年金番号 被保険者種別 取得日 取得事由 取得理 喪失日 喪失事由 喪失理由

<付加情報>

基礎年金番号 付加加入情報 付加脱退情報

<免除情報>

基礎年金番号 免除種類 免除該当情報 裁定結果情報 免除終了情報 法免消滅情報 送付日 学校情報

<老齢裁定受付>

宛名番号 基礎年金番号 年金コード 裁定請求情報 死亡情報

<障害裁定受付情報>

宛名番号 基礎年金番号 年金コード 裁定請求情報 死亡情報 診断書情報

<遺族裁定受付情報>

宛名番号 基礎年金番号 年金コード 裁定請求情報 請求者情報 死亡情報

<老齢福祉裁定受付情報>

宛名番号 証書番号 裁定請求情報 死亡情報

<所得情報>

宛名番号 相当年度 賦課年度 一般扶養数 老人扶養数 特定扶養数 控除対象者配偶者 障害者扶養数 特別障害者扶養数 年少扶養数 本人障害者区分 本人寡婦区分 本人勤労学生区分 公的年金収入 公的年金等雑所得 合計所得金額 純損失 雑損控除 医療費控除 社会保険料控除 配偶者特別控除

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

国民年金情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

<運用における措置> ・本人確認は、顔写真入りの官公署発行の免許証等の提示を求め、持っていない場合には保険証な ど名前入りの複数の証明となるものの提示を求めるほか、聴聞等で補足的に確認をする。 ・届出、申請用紙等について、法令等により定められた様式で提出されることから、必要な情報以外の 記載ができない書式とし、不要な情報の入手を防止している。 <国民年金システムにおける措置> リスクに対する措置の内容 ・常時携帯するICカード、ユーザIDアカウント及びパスワードによるアクセス権限付与、個人単位での 操作ログを取得・管理しており、対象者以外の情報の入手を防止している。 ・被保険者情報の入力処理時において、入力担当と点検担当を別にし、二重チェックを行うことで、資 料の取り違え等による対象者以外の情報の誤入力を防止する。 <可搬型窓口装置における措置> ・日本年金機構よりユーザID・パスワードによるアクセス権限付与と生体認証の実施、操作ログを日 本年金機構が監視しており、対象者以外及び必要な情報以外の情報の入手を防止している。 <選択肢> [十分である] リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3) 課題が残されている

- ・入手した紙の資料について鍵つきのキャビネットで保管している。
- ・特定個人情報の入手にあたっては、氏名や生年月日、住所など複数の個人情報を組み合わせ、他人と間違わないように確認を 行っ ている。

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

・個人番号関連業務事務のみ個人番号検索を可能とする仕組みとするため、他システムにおける個人番号関連事務以外からの情報の紐付けは行えないようシステム上で制御されている。 ・特定個人情報へのアクセスにおいて、職員が常時携帯するICカード、ユーザIDアカウント及びパスワードによるアクセス権限付与・認証を実施している。		
リスクへの対策は十分か	[+分である] <選択肢>] 1)特に力を入れている 2)+分である 3)課題が残されている	
リスク2: 権限のない者(元職	哉員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ューザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・システムログインは職員が常時携帯するICカード、ユーザIDにより、業務システムの利用権限を付与し、パスワードでの認証を必要としているため、権限のない第三者は利用できない。 ・可搬型窓口装置の閲覧においては、職員個々が把握しているパスワード及び生体認証を必要としているため、権限のない第三者は利用できない。 ・ユーザID管理者にて定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。また正規職員以外等で利用期間が明確である利用者には、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的にアクセス制限されるようにしている。	

その他の措置の内容	・ユーザIDとともに年金システム内での特定個人情報への登録、更新、削除、参照の操作記録を、ログとして取得し、保管している。 ・また情報漏えい等が発生した場合には、当該操作に関わるログを確認できるようになっている。 ・記録媒体管理台帳に使用の記録を残している。	
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 「	

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<従業者が業務外で使用するリスクに対する措置>

- ・各種操作ログを取得しているため、業務外利用をした場合には、特定可能であることを職員に周知し、業務外利用を抑止している。
- ・全職員に対し、年1回特定個人情報を含む個人情報保護に関するeラーニングを実施し、目的外利用を防止している。
- ・ログイン実績やアクセスログを定期的(年4回)に評価・点検し、年に1回、総括責任者(最高情報責任者(副区長)または情報セキュリティ統括責任者(政策経営部長))にログの分析・確認結果を報告している

<特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク>

特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定の端末で実施することに限定している。また操作ログにより操作者、操作内容が把握可能であることを職員に周知し、不正に複製されないよう対策をしている。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託]委託しない リスク: 委託先における不正な使用等のリスク 委託契約書中の特定個人情 <選択肢> 報ファイルの取扱いに関する 定めている] 1) 定めている 2) 定めていない 規定 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則第12条第5 項に基づき、以下の項目について、契約書又は仕様書に明記している。 •秘密保持義務 ・事業所からの特定個人情報の持ち出しの禁止 特定個人情報の目的外利用の禁止 再委託の制限 規定の内容 ・漏えい事案等が発生した場合の責任 委託業務終了後の特定個人情報の返還義務 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督・教育及び契約内容の遵守状況についての報告の求めに応ずる義務 区において必要があると認める場合の実地調査に応ずる義務 <選択肢> 再委託先による特定個人情 1) 特に力を入れて行っている2) 十分に行っている 報ファイルの適切な取扱いの [十分に行っている 4) 再委託していない 3) 十分に行っていない 担保 再委託が必要な場合は委託先から事前に再委託するものの名称、再委託の内容、再委託先におい 具体的な方法 て特定個人情報等を取り扱う責任者及び担当者の氏名を提出させることにしている。また必要に応じ て調査又は立入検査を実施する。 その他の措置の内容 <選択肢> 十分である Γ 1 1) 特に力を入れている リスクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

	転(委託や情報提供			提供・移転しない		
リスク: 不正な提供・移転が	行われるリスク					
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めて	เงอ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	その都度、複数の	出しについて、記録 職員による確認を	禄簿をに記入の上、所属長 行い、鍵付きバッグを利用し	の許可を得なければならない。 して送付している。その際、日本年金 作成し、確認を行っている。		
その他の措置の内容	日本年金機構への	情報提供に関して	、電子媒体への情報の出力	」は、特定の端末に限定している。		
リスクへの対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
特定個人情報の提供・移転(対する措置	委託や情報提供ネッ	トワークシステムを	・通じた提供を除く。)におけ	るその他のリスク及びそのリスクに		
	<不適切な方法で提供・移転が行われるリスク> 庁内連携については、予め定められた仕様に基づく、サーバー間通信に限定しており、不適切な方法でのデータ連携は実施できな いように対策している。					
<誤った情報を提供・移転して 日本年金機構・豊島区の双方						
6. 情報提供ネットワーク	システムとの接続		[0]接続しない()	入手) [〇]接続しない(提供)		
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク					
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク						
リスク2: 不正な提供が行われ	にるリスク					
リスク2: 不正な提供が行わる	にもリスク					
	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
リスクに対する措置の内容	[1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
リスクに対する措置の内容	[1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
リスクに対する措置の内容	[1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
リスクに対する措置の内容 リスクへの対策は十分か 情報提供ネットワークシステム	[いとの接続に伴うその		1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
リスクに対する措置の内容	[公との接続に伴うその	O他のリスク及びそ	1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり		2) 発生なし	
	その内容								
	再発防止策の内容								
・特定個人情報を含む帳票類及び記録媒体は執務室内の施錠ができる場所に保管した ・許可された記録媒体以外は接続できないよう定めている。			る場所に保管している。						
リスク	への対策は十分か	[十分	である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 3)課題が残され		2) 十分である	
はウターはおったの ジナにかはててのゆうしっちひがてのじっちにヤナチで世界									

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- <特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置>
- ・PC(パソコン)、記録媒体を廃棄する場合は、情報を復元できないように処置した上で廃棄する。
- ・個人情報が記載された紙文書はすべて溶解処分を行う。・電磁的な記録媒体は、破砕処理、電磁気破壊、データ消去ソフトウエアによるデータ消去を行った上で廃棄する。
- ・データ消去を業者に委託した場合は、消去作業証明書を提出させる。

8. 監査						
実施の	の有無	[O]自己点検	[〇]内部監査	[]外部監査		
9. 彼	9. 従業者に対する教育・啓発					
従業	者に対する教育・啓発	[十分に行っている		入れて行っている 2)十分に行っている っていない		
	具体的な方法	3) 十分に行っていない <豊島区における措置> ①職員に対し、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を行っている。 ②委託業者に対し、契約内容に「個人情報 特記事項」を明記し、秘密保持、目的外利用の禁止、おび違反行為を行った者への罰則についても規定している。また、従事者に対し特記事項の内容を居徹底するとともに、遵守に必要となる教育を実施することを義務付け、契約履行中において、個人情報の取扱い遵守状況について「個人情報特記事項の遵守に関する報告書」にて報告させている。				
10.	その他のリスク対策					

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求			
①請求先	〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1 豊島区政策経営部区民相談課行政情報グループ			
②請求方法	特定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。			
③法令による特別の手続				
④個人情報ファイル簿への 不記載等				
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
①連絡先	〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1 豊島区区民部高齢者医療年金課国民年金グループ 電話番号:03-3981-1954			
②対応方法	問い合わせを受けた際には、対応内容を記録に残す。			

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価					
①実施日	令和5年6月1日				
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)]			
2. 国民・住民等からの意	見の聴取【任意】				
①方法					
②実施日・期間					
③主な意見の内容					
3. 第三者点検【任意】					
①実施日					
②方法					
③結果					